

金融商品取引法の施行と投信窓販システムの対応

金融商品取引法の具体的内容となる政令・内閣府令案が2007年4月に公表され、9月の法施行まで準備期間が短いなかで、金融機関は業務フローの見直しやシステム改定などの対応を迫られている。本稿では、金融商品取引法のポイントと、投信窓販システムに必要なシステム対応について、野村総合研究所（以下、NRI）の「BESTWAY」の事例を含め解説する。

金融商品取引法のポイント

2007年9月に施行される金融商品取引法は、投資家保護ルールの徹底という観点から、これまで証券取引法や金融先物取引法など、金融商品によって別々の法体系で定められていた販売や勧誘ルールを横断的に整備することで、利用者保護と利用者の利便性向上、および金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的としている。

金融商品取引法は現行の証券取引法を元に改正され、法律の内容は大きく「横断的法制の構築」「開示制度の充実」「取引所の自主規制業務の適正な運営の確保」「不公正取引などへの厳正な対応」の4つに分けられる。

横断的法制の構築

「横断的法制の構築」として、「業者が遵守すべき行為規制の横断化」があげられる。行為規制の具体的なものとして、投資家保護の観点から、「広告規制の強化」、「契約締結前に商品内容・リスクを詳細に説明した書面交付の義務付け」、「説明義務の形骸化を避け、説明義務の実質化を図る観点から販売勧誘の禁止行為の追加」があげられる。

「販売勧誘の禁止行為の追加」では、「顧客の知識、経験、財産の状況および契約締結の目的に照らして、リスク情報等について顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと」を禁止している。投資家のレベルに合わせ十分な説明が求められるとともに、投資家のニーズ、リスク許容度、商品を購入する目的に照らし合わせた商品を販売する「適合性の原則」の徹底が求められるという点で、販売員の一層のスキルアップが必須となる。

適合性の原則の徹底には、金融商品に共通の顧客情報を管理し、その顧客情報に基づき適切な（販売可能な）商品を選択するとともに、その商品に特有のチェックを行う必要がある。この一連の流れをシステム化できれば、販売員のスキルによりばらつきが出やすい適合性チェックを含めたコンプライアンス（法令順守）のレベルを均一化することが可能となろう。

その他のポイントとして、契約締結時の書面交付義務に関連して取引報告書、取引残高報告書の記載要件が見直されており、パブリックコメントに対する当局の回答内容を確認した上で対応を検討する必要がある。

